

女性差別撤廃条約実現アクションは
「選択議定書」批准を目的とした共同行動です。

OP CEDAW ACTION!

女性の権利を
国際基準に

あなたもできる、こんなこと

- 国会への請願署名に取り組む(署名用紙は下記 URL よりダウンロード)
- 国会議員(特に地元出身国会議員)に批准を働きかける
- 地方議会に批准を求める意見書採択を訴える
- リーフレットを配布する
- 勉強会を企画する(アクションから講師派遣もできる)
- SNS で拡散する ● メディアに投書する

参加団体・グループ歓迎!

女性差別撤廃条約実現アクション

連絡先 opcedawjapan@gmail.com

ブログ <https://opcedawjapan.wordpress.com>

f <https://www.facebook.com/opcedawjapan>

t <https://twitter.com/opcedawjapan>



郵便振替口座 00110-1-451712 女性差別撤廃条約実現アクション

私たちは、女性差別撤廃条約実現アクションに参加しています。

○女性会議 / アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」(wam) / アジア女性資料センター / アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪) / 「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク / NPO 法人共同の家プラン / NPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まち / 均等待遇アクション 21 / クオータ制を推進する会 (Q の会) / クオータ制の実現をめざす会 / 公人による性差別をなくす会 / 国際女性の地位協会 (JAIWR) / 国際人権規約完全実施促進連絡会議 / 国際婦人年連絡会 / NPO 法人参画プラネット / ジェンダー平等をすすめる教育全国ネットワーク / 女性「九条の会」 / 女性参政権を活かす会 / 女性首長を実現する会愛知 / 新日本婦人の会 / 杉並女性団体連絡会 / すべーすアライズ / 精神障害者権利主張センター・絆 / 世界女性会議岡山連絡会 / 戦時性暴力問題連絡協議会 / 全印総連女性部 / 全国フェミニスト議員連盟 / 全労協女性委員会 / 全労連女性部 / 投票サプリー / なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 / ねりま 24 条の会 / ねりまジェンダー研究会 / 日本女性監視機構 (JAWW) / 日本婦人団体連合会 (婦団連) / 農林運動全国連合会女性部 / 北京 JAC / ふえみん婦人民主クラブ / ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク (WWN) / NPO 法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク / 婦人民主クラブ / 連合総合男女・雇用平等局 / NPO 法人全国女性シェルターネット / シャキット富山 / 反差別国際運動 (IMADR) (2019年5月現在) 発行 2019年5月

”
批准“しないと
はじまらない!!

国連女性差別撤廃条約「選択議定書」



Time is Now!!

OP CEDAW ACTION!

女性の権利を
国際基準に

Optional Protocol to the Convention on the Elimination of
All Forms of Discrimination against Women

女性差別撤廃条約実現アクション

変わらない不平等を変えるために…
「選択議定書」の批准がどうしても必要です。



ジェンダー平等度: 110位 (149カ国中)

世界女性国会議員ランキング
衆議院: 160位 / 参議院: 44位

夫婦同姓を法で強制されるのは日本だけ!

男女賃金格差(正社員・正職員)
女性は男性の 73.4%
*OECDの平均は、86.2%

非正規雇用者の割合
男性 21.9% 女性 55.5%

妊娠・出産で退職する女性は 50%

大臣曰く「セクハラ罪という罪はない」

・国会議員曰く「LGBT は生産性がない」
・医学部入試で女性は減点

女性差別撤廃条約をパワーアップする 選択議定書(OP)の2つの制度

1 個人通報制度

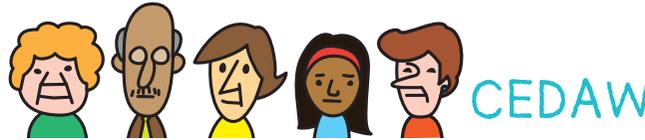
女性差別撤廃委員会に通報



国内救済措置が
尽くされている
権利侵害案件

通報者(個人または集団)

女性差別撤廃条約で保障されている権利が
侵害されたとき、女性差別撤廃委員会(CEDAW)に
通報して救済を申し立てることができる制度



受領したら
委員会から国へ



このような通報が
ありましたかどうですか

国は反論

これこれ、
しかしか、
で…



受理するか
検討



この通報は
審議に
値するか
検討しましょう

受理したら、
検討・審査



この事案は、
完全に違反して
いると判断され
ますね

委員会は、
見解(勧告)を
国と通報者に通知



条約●条に
違反!
速やかに
改善を!

国は6ヶ月
以内に
回答書を
提出



2 調査制度

信頼できる
情報



CEDAW
調査・意見・勧告

国

女性差別撤廃委員会(CEDAW)が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度

そもそもですが…「批准する」ってどういうこと?

国が、国連等で採択した条約に拘束されることへの同意を最終的に表明すること。
日本では、憲法 73 条の規定により国会の承認を得て、内閣が行う。

女性差別撤廃条約は
「選択議定書」の批准でパワーアップ!



「選択議定書」
未批准のままでは
女性差別撤廃条約
実現に向けて
前に進むことが
できません。

条約上の権利を
保障されているのは、
私たち一人ひとり。
国には、その権利を
保障する
義務があります。

女性差別撤廃条約制定から20年
を経た1999年、条約の実効性を
強化し、一人ひとりの女性が抱え
る問題を解決するために、あらた
めて採択されたのが女性差別撤
廃条約選択議定書です。選択議定
書には「個人通報制度」と「調査
制度」の2つの手続きがあります。
それらを利用するには、新たに批
准が必要ですが、日本はまだこれ
を
実行していません。

1979年、国連で生まれた女性差別
撤廃条約は、あらゆる分野で、女
性が性に基づく差別を受けない権
利と平等の権利を保障しています。
条約が目指すのは、「男らしさ」「
女らしさ」の呪縛から解放されて、
誰もが性別にとらわれず自分らしく
生きることです。法律や規則のなか
の差別はもちろん、社会慣習・慣
行の中の性差別をなくすことも求
めています。1985年、日本はこの
条約を批准しました。

批准国 111 カ国

批准国 189 カ国

女性差別
撤廃条約

選択議定書を批准すると日本はどう変わる？



選択
議定書

日本で『個人通報制度』が使えたら。。。

- * 裁判所(司法)が、女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。
- * 国会(立法)が、性別に基づく差別的な法制度を見直し、差別をなくすための法整備が進みます。
- * 国・地方自治体(行政)が、差別された個人を救済するための方策をとるようになります。
- * 個人や NGO が、ジェンダーに基づく無意識の偏見や差別をなくすために、条約を活用して世論を喚起できます。
- * ジェンダー平等と女性の権利の国際基準が、私たちのものになります。

Aさんは、一部上場企業の男女賃金差別を提訴。高い営業成績を上げながら13年間も昇格なし。一方12歳も若い男性が先に昇格していったのです。一審判決は敗訴。二審は、男女間格差の存在を認めながら、①賃金は、男女間で層として明確に分離しているとは言えない ②職能等級制度や人事考課に男性と女性で取扱いを異にする定めはない ③人事考課制度には、考課者研修や本人への結果のフィードバック等があり公正が担保される ④女性は管理職を敬遠する傾向がある、などと差別を認めず、企業の裁量権を優先したのです。

最高裁では、「男女間の資格分離は統計学上の分析でも偶然には起こりえない」との意見書を提出し、「女性の仕事に正当な評価を」と要請しましたが、棄却。日本の司法判断はこれでよいのか、Aさんは世界に聞きたいと語っています。



聞きたい
男女賃金差別を

Bさんたち男女5人は、夫婦は同氏でなければならないという民法の規定によって人権侵害を受けたと提訴。名前は人格と切り離せないものです。結婚したら男女どちらかの姓にしなければならないという民法の規定は、男女平等に反しています。実際は、96%が男性の姓を選択しているからです。

最高裁まで争いましたが、裁判所は、女性差別撤廃条約は各国が国内の法整備を通じて権利を確保するよう求めているもので、直接個人に権利を付与するものではないという国の主張を認めて訴えを退け、解決を国会に委ねました。

女性差別撤廃委員会は、何度も日本政府に民法を改正して選択的夫婦別姓を認めるように勧告しています。夫婦別姓が選べないのは条約違反です。



認めて
選択的夫婦別姓を

Cさんは、婚姻届を出さずに事実婚で娘を産みました。すると「嫡出でない子」(正統でない子)と法律上扱われ、住民票と戸籍の続柄欄で差別記載されてしまいました。子どもはみな平等のはずなのに、なぜ「嫡出子」「嫡出でない子」と区別され、婚外子と一目でわかる差別記載をされているのか、不平等そのもので人権侵害ではないかと、提訴。

住民票はその後、婚外子・婚内子・養子の別なく書かれ、差別がなくなりましたが、戸籍では、一目で婚外子とわかるように書かれたままです。

裁判所は「子が嫡出子か嫡出でない子かを区別することは憲法違反の不合理な差別であるということはできない」「女性差別撤廃条約などの各条項に違反するものであるとも言えない」などと判断し、最高裁でも訴えは却下されました。女性差別撤廃委員会は、婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止することを勧告しています。



婚外子を差別する
戸籍の記載はやめて！

批准国の
事例から

世界ではすでに成果が出ています。



女性差別撤廃委員会は、すでに36カ国の女性から131件の個人通報を受け付け、そのうち28件で国の条約違反を認定しました。それらは、ジェンダーに基づく暴力15件、健康の権利5件、雇用と社会保障に関する権利4件、市民的・政治的権利4件です(P・シュルツ氏講演録・2018年10月より)。その中から3つの事例を紹介します。

スペインの面会交流中の 子どもの殺害事件 (通報番号 47/2012)

— 個人通報 —

通報者は、娘を前夫(娘の父親)に殺害された。通報者は、2年間に30回も、警察や裁判所に前夫からの脅迫とDVについて訴えていたが、裁判所は対応せず、監視のない面会交流を許可し、交流中に前夫は、娘を殺害し自殺してしまった。通報者は、裁判所の過失への補償を請求する裁判を起したが認められなかった。

— CEDAW の見解 —

「国は、父親との面会交流が子どもの生命及び身体的精神的福祉に対する急迫の危険を伴うことを予見すべきであったが、DVに対する固定的で差別的な基準を適用して面会交流制度を運用し、必要な監視を怠った」とし、国に対して、①通報者に権利侵害の深刻さに見合う適切な補償をすること、②自国の制度・慣行上の問題点を徹底的に調査し、効果的な措置・法的枠組みを強化すること等を勧告した。

— スペイン最高裁の判決 —

通報者は、さらに、CEDAWの「見解」の実行を国内裁判所に訴えた。2018年7月、スペイン最高裁は、CEDAWの「見解」の法的拘束力を認め、通報者に、60万ユーロ(約7,420万円)の補償をするよう判決した。

フィリピンの強姦事件 (通報番号 18/2008)

— 個人通報 —

通報者は、フィリピン・ダバオ市の商工会議所の事務局長だった当時、上司の商工会議所前会頭の男性に強姦された。直ちに病院で検査を受けて警察に通報。刑事告訴したが、8年間も据え置かれた後、「本気で抵抗していたら、前会頭は、性行為には及ばなかった」として、無罪判決が下された。

— CEDAW の見解 —

「ダバオ市地裁判決は、強姦と強姦被害者に対するジェンダーステレオタイプに基づいている」として、国に対して①通報者に適切な補償をすること、②強姦事案への司法手続きを遅滞なく行うこと、③法的手続きが、偏見や固定的なジェンダー観念の影響を受けないような措置をとることを勧告した。

ブラジルのマイノリティ女性の 出産死亡事件 (通報番号 17/2008)

— 個人通報 —

アフリカ系で低所得者層の通報者の娘は、胎児が体内で死亡し、設備不十分な病院で手術を受けたが、病状が急変。他の病院への移送に8時間もかかり娘も死亡した。娘の夫が国に損害賠償請求訴訟を起こしたが、4年以上経っても判決が出なかった。

— CEDAW の見解 —

「通報者の娘は、ジェンダーに基づく差別に加えて、その出身や社会的背景による複合差別を受け、適切な医療を受けられなかった。民事訴訟の遅延や裁判拒否は、効果的な救済を確保する国の義務に違反している」として、国に対して①通報者と娘の家族への適切な補償をすること、②すべての女性に緊急の産科医療を受ける権利を保障すること、③リプロダクティブ・ヘルスにかかわる医療従事者に十分な技術訓練をすること、④防止できる出産時の死亡を減らすこと等を勧告した。



“批准”しないとはじまらない!!

日本は、国連女性差別撤廃条約実現のための「選択議定書」を批准していません。

女性差別撤廃条約実現アクション

OP 女性の権利を
国際基準に
CEDAW
ACTION!